

動物保護管理センター長寿命化計画 (個別施設計画)

令和2年3月
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

施設の概要

基準日: 令和元年10月時点

基本情報						
施設名称 (愛称)	滋賀県動物保護管理センター					
HPアドレス	http://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo (建物外観等)					
電話番号	0748-75-1911					
所在地	湖南市岩根136-98					
設置目的	動物の保護および管理に関する業務を実施するため。					
所管	部局 課等	健康医療福祉部 生活衛生課				
設置年月	昭和62年4月					
土地	敷地面積	30,145.77㎡	避難所指定等	-		
	市街化区域	市街化調整区域	防災拠点指定等	-		
	用途地域	指定なし	文化財指定	-		
建物	延床面積	1,559.15㎡	再生エネルギー等	-		
	取得価額	285,720,550円	自家発電設備	無		
運営	運営方法	直営		障害者用エレベーター	無	
	運営時間	8:30~17:15		多目的トイレ	有	
	休館日	土日祝(一部日曜開館あり)、年末年始		オストメイト対応トイレ	有	
駐車台数	14台		車いす使用者用駐車場	1台		
特記事項						
施設概要						
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
管理棟	鉄筋コンクリート造	S56.4.1	227.05㎡	1	旧耐震(耐震診断未)	
犬房棟	鉄筋コンクリート造		440.08㎡	1	旧耐震(耐震診断未)	
車庫棟	鉄骨造		85.88㎡	1	旧耐震(耐震診断未)	
犬舎	コンクリートブロック	S60.4.1	8.27㎡	1	新耐震	
受水槽ポンプ室	軽量鉄骨造	S62.4.1	7.00㎡	1	新耐震	
啓発用小動物飼育舎	鉄筋コンクリート造	S63.4.1	9.75㎡	1	新耐震	
ふれあい動物館	鉄筋コンクリート造	H4.4.1	369.55㎡	1	新耐震	
てんとう虫広場飼育舎	鉄筋コンクリート造		47.51㎡	1	新耐震	
コンパニオン養育舎	鉄筋コンクリート造		12.00㎡	1	新耐震	
小鳥ハウス	鉄骨造		81.27㎡	1	新耐震	
キノコシェルター	軽量鉄骨造	H7.4.1	7.00㎡	1	新耐震	
灰処理室	鉄骨造	H9.4.1	13.63㎡	1	新耐震	
てんとう虫広場上屋	鉄骨造	H11.4.1	227.27㎡	1	新耐震	
多目的便所	鉄筋コンクリート造	H14.4.1	22.89㎡	1	新耐震	
成果情報						
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考	
利用可能日数(単位:日)	280	280	280	280.0		
年間利用人数(単位:人)	7,266	7,901	6,011	7,059.3		
1日あたり利用人数(単位:人/日)	25.95	28.217857	21.467857	25.2		
年間収入(単位:円)	5,635,219	2,641,694	3,008,159	3,761,690.7		
1日あたり収入(単位:円/日)	20,126	9,435	10,743	13,434.6		
コスト情報						
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考	
収入(単位:円)	5,635,219	2,641,694	3,008,159	3,761,690.7		
使用料及び手数料	699,760	737,300	655,620	697,560.0		
諸収入	1,049,800	265,635	321,780	545,738.3		
収入証紙ちよう付実績	3,861,100	1,614,200	2,006,200	2,493,833.3		
自販機使用料	24,559	24,559	24,559	24,559.0		
支出(単位:円)	11,526,537	10,592,264	10,291,082	10,803,294.3		
需用費	7,828,379	6,586,198	6,583,420	6,999,332.3		
委託料	3,698,158	4,006,066	3,707,662	3,803,962.0		
				0.0		
収支(単位:円)	-5,891,318	-7,950,570	-7,282,923	-7,041,603.7		
資産老朽化比率(※)	70.2%	72.6%	75.0%			

※減価償却累計額(建物)÷(有形固定資産合計(建物)+減価償却累計額(建物))

<p>1. 策定の趣旨</p> <p>本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。</p>
<p>2. 対象施設</p> <p>動物保護管理センター</p> <p>滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設</p>
<p>3. 計画期間</p> <p>定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。</p>
<p>4. 個別施設の状況等</p> <p>(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等</p> <p>管理棟および犬房棟施設は建築後37年(令和元年10月時点)を超過し、経年による老朽化が著しい。また、ふれあい動物館等の啓発施設も建築後26年(令和元年10月時点)を超過し、外壁の痛みや設備の故障等が多発している。</p> <p>県の動物保護管理施策を一括して実施する機関として、県内全域(大津市を除く)の犬・猫の収容・管理を実施し、動物愛護思想の普及啓発事業の展開による来場者もあるため、各施設の損傷が激しい。</p> <p>(2)点検・診断の実施方針</p> <p>「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。</p> <p>また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急度を把握する。</p> <p>(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項</p>
<p>5. 対策の優先順位の考え方</p> <p>(1)目標使用年数</p> <p>適時適切な改修等により、法定耐用年数を超過して使用することを目標とする。</p> <p>(2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方</p> <p>動物による人への危害防止等を図り、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進するための施設であり、動物愛護意識の高まりを背景として今後も必要不可欠な施設である。</p> <p>さらに、平常時の来場者および犬・猫への危害防止や、災害時の被災ペット収容拠点としての役割等を担う必要があることから、耐震対策や躯体の強度確保に係る各種対策を優先とする。</p> <p>対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。</p>

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

① 点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価(診断)を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

② 安全確保

- ・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。

③ 耐震化

- ・施設の利用状況や老朽化を総合的に判断し耐震化を図る。

④ 施設総量の適正化

- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正や県民の動物愛護に関する意識の変化を踏まえつつ、本県の動物愛護の拠点施設として時代のニーズに即した施設となるよう利用状況、建物性能、維持管理費、施設の在り方を踏まえた「施設評価」を実施して、検討していく。

⑤ 長寿命化

- ・長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新(建替・改修)については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。

7. 対策費用**(1)長寿命化対策**

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

(2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

(3)その他の改修 等

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容